

## 令和7年度第1回利根川水系鬼怒川・小貝川河川整備計画フォローアップ委員会

### 議事録

日時：令和7年8月26日（火）13時～15時

場所：下館河川事務所 第3会議室

<司会：成田副所長>

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまより第1回鬼怒川・小貝川河川整備計画フォローアップ委員会の事前の会議を開催いたします。本日の進行を務めさせていただきます下館河川事務所の副所長をしております成田と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日の委員会につきましては、事前に委員の皆様にお送りしております資料について説明をさせていただきます。ご意見をいただきたいと思います。本日はWebを併用しての会議となりますので、委員の皆様におかれましては、ご発言の際にはお名前を言ってからご発言をいただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

Webでのご参加の委員の先生方におかれましては、音声の不通、途切れ、画像が乱れた場合は画像をオフにさせていただくなど、通信負荷の低減化などしていただければと思っております。

また、発言している方のみマイクをオンにいただければ発言者の音声を拾いやすくなると思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは本日の資料を確認させていただきます。資料の目録、式次第ということで事前の会議の分と二枚ございます。委員の名簿、資料1としまして「鬼怒川・小貝川河川整備計画フォローアップ委員会規則」、資料2で「鬼怒川・小貝川河川整備計画フォローアップ委員会運営要領（案）」、資料3の1で「利根川水系鬼怒川河川整備計画の点検について」、資料3の2で「利根川水系小貝川河川整備計画の点検について」、資料4の1として「小貝川直轄河川改修事業」、資料4の2が「小貝川直轄河川改修事業（様式集）」となっています。資料5の1として「利根川総合水系環境整備事業（鬼怒川環境整備）」、資料5の2が「利根川総合水系環境整備事業（鬼怒川環境整備）（様式集）」になっています。資料6の1として「利根川総合水系環境整備事業（小貝川環境整備）」、資料6の2として「利根川総合水系環境整備事業（小貝川環境整備）（様式集）」でございます。

参考資料1としまして、「利根川水系鬼怒川河川整備計画」、参考資料2として「利根川水系小貝川河川整備計画」、参考資料3として「利根川水系河川整備基本方針」を配布しております。不足等ありましたらお知らせください。

それでは続きまして、委員の方々のご紹介をさせていただきます。青木委員でございます。本日はWebにてご参加いただいております。

<青木委員>

青木です。よろしくお願いいたします。

<司会：成田副所長>

池田委員です。

<池田委員>

池田です。よろしくお願いいたします。

<司会：成田副所長>

永井委員でございます。

<永井委員>

よろしくお願いいたします。

<司会：成田副所長>

武若委員です。

<武若委員>

武若です。よろしくお願いいたします。

<司会：成田副所長>

乃田委員はご都合により欠席となっております。

鷺谷委員です。

< 鷺谷委員 >

よろしくお願いいたします。

< 司会：成田副所長 >

和田委員でございます。

< 和田委員 >

和田でございます。よろしくお願いいたします。

< 司会：成田副所長 >

続きまして事務局となります。関東地方整備局下館河川事務所長の青木でございます。

< 青木下館河川事務所長 >

青木です。よろしくお願いいたします。

< 司会：成田副所長 >

続きまして、関東地方整備局で定めた本会議の規則について説明させていただきます。

< 遠山流域治水課長 >

本日の資料説明をさせていただきます。下館河川事務所流域治水課長の遠山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。右上に資料1とございます利根川水系鬼怒川・小貝川河川整備計画フォローアップ委員会規則につきまして読み上げさせていただきます。

(趣旨)

第1条 本規則は、「利根川水系鬼怒川河川整備計画」及び「利根川水系小貝川河川整備計画」(以下「河川整備計画」という。)策定後、河川整備計画の点検を行うために関東地方整備局(以下「整備局」という。)に設置する利根川水系鬼怒川・小貝川河川整備計画フォローアップ委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、流域の社会情勢の変化や地域の意向等を適切に反映できるよう、河川整備計画の点検について意見を述べるものとする。

- 2 委員会は、河川整備計画に基づき実施する事業で再評価又は事後評価の対象となるものに関し、整備局が作成した対応方針（原案又は案）について審議を行い、対応方針に対し意見がある場合には、関東地方整備局長（以下「局長」という。）に対してその具申を行うものとする。

（委員会の委員及び組織）

第3条 委員は、利根川水系鬼怒川・小貝川に関する学識や知見を有する者のうちから、局長が委嘱する。

- 2 委員は7人以内で組織する。
- 3 委員の任期は2年以内とする。
- 4 委員は、非常勤とする。
- 5 委員の代理出席は認めない。
- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 委員長の任期は、事故により継続することが困難な場合を除き、第3項に定める期間とする。
- 8 委員会には、関係県の担当者をオブザーバーとして参加させることができる。
- 9 委員長は、会務を総理する。
- 10 委員長に事故があり、参加できないときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（委員会の庶務）

第4条 委員会の庶務は、河川部河川計画課及び下館河川事務所において処理する。

（雑則）

第5条 本規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定め、委員総数の2分の1以上の同意を得て行うものとする。

以上でございます。

<司会：成田副所長>

ありがとうございます。只今の説明につきまして、質問等ございますでしょうか。

続きまして、本会議の委員長の選出に入らせていただきたいと思います。規則第3条第6項によりまして、委員長は委員の皆様の互選となっております。どなたか委員長をお引き受けいただける方、またはご推薦等ございますでしょうか。

<青木委員>

はい、青木です。推薦があります。鬼怒川小貝川の河川整備計画に関する有識者会議等の委員を長年務めていただいてきました池田委員を推薦いたします。どうぞよろしく願いいたします。

<司会：成田副所長>

はい、ありがとうございます。ただいま青木委員より池田委員の委員長への推薦がございました。これにつきまして、ご意見等ございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

<司会：成田副所長>

ありがとうございます。それでは委員長は池田委員にお願いしたいと思います。池田委員長よろしく願いいたします。

それでは一言、ご挨拶をお願いいたします。

<池田委員長>

ただいま、推薦していただきました池田と申します。よろしく申し上げます。先ほど長年というお話がありましたが、河川整備計画有識者会議など30年ぐらい携わらせていただいております。このたび、フォローアップ委員会委員長ということですが、皆様よろしくご協力のほどお願いしたいと思います。以上です。

<司会：成田副所長>

ありがとうございました。それでは、これからの進行については委員長にお願いしたいと思います。規則の第5条に会議の運営に関して、必要な事項を定める条項がございます。運営要領

(案)の審議からよろしく願いいたします。

<池田委員長>

それでは運営要領(案)の審議ですけれどもこれについてご説明をいただければと思います。  
よろしく申し上げます。

<遠山流域治水課長>

右上に資料2とあります利根川水系鬼怒川・小貝川河川整備計画フォローアップ委員会運営要領という資料をご確認ください。  
読み上げさせていただきます。

(目的)

第1条 本運営要領は、利根川水系鬼怒川・小貝川河川整備計画フォローアップ委員会規則(令和7年8月26日付け)(以下「委員会規則」という。)第5条に基づき、利根川水系鬼怒川・小貝川河川整備計画フォローアップ委員会(以下「委員会」という。)の委員会の方法に関し必要な事項を定め、もって円滑な委員会運営に資するものである。

(委員会の招集)

第2条 委員会は、関東地方整備局長から委任された下館河川事務所長が招集する。

(委員会の成立条件等)

第3条 委員会は委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議事録)

第4条 委員会の議事については、事務局が議事録を作成し、出席した委員の確認を得た後、公開するものとする。

(委員会の公開について)

第5条 委員会については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、委員会に諮り、非公開とすることができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、中継映像による傍聴措置を講ずることができる。

(委員会資料等の公表について)

第6条 委員会に提出された資料等については速やかに公開するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、委員会に諮り、公表しないものとする。

(雑則)

第7条 この要領や規則に定め無き事項については、委員会で定めるものとする。

以上でございます。

<池田委員長>

ただいま説明がありました。鬼怒川・小貝川河川整備計画フォローアップ委員会の運営要領ですが、この(案)の通りでよろしいでしょうか。Webで出席の方もよろしいですか。

(異議なしの声あり)

<池田委員長>

特にご意見等もございませんので、(案)を取るということにしたいと思います。

運営要領についての審議を終了して、一旦事務局に進行をお戻ししますので、よろしく願います。

<司会：成田副所長>

はい、ありがとうございます。それでは原文通りということで運営要領の(案)の方を取ることといたします。

なお(案)を取れた運営要領につきましては、本会場の各議員の皆様座席の上に配布させていただきますので、ご確認をお願いします。

今後、会議は原則として、この運営要領に沿って運営させていただきます。

それでは、運営要領の通り会議を公開といたします。取材を希望されているマスコミの方々入室をいただきますので、このまましばらくお待ちいただければと思います。

また、一般傍聴の希望がございましたので、別室にて映像と音声を流しますので、ご承知おきいただければと思います。

<司会：成田副所長>

それでは準備が整いましたので、第1回鬼怒川・小貝川河川整備計画フォローアップ委員会を開催させていただきます。皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

私は本日の進行を勤めさせていただきます。下館河川事務所副所長の成田でございます。よろしくをお願いいたします。記者発表の際に会議の公開をお知らせしてございます。カメラ撮りは冒頭の委員長挨拶までとさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。また、報道機関の皆様にお配りしております「取材にあたっての留意事項」に沿って適切に取材及び傍聴され、議事の進行にご協力をお願いいたします。合わせまして事務所職員等による記録撮影を行っておりますのでご了承ください。資料の確認については先立って規約等を確認した際に行いましたので、ここでは省略させていただきます。

次に議事次第の2. 下館河川事務所長より挨拶をお願いします。

<青木下館河川事務所長>

紹介ありました所長の青木でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。今日はお忙しい中、また大変暑い中、フォローアップ委員会出席どうもありがとうございます。また日頃より先生方におかれましては、私ども河川事業を進める上で多大なご理解、ご協力いただき、心より感謝申し上げます。

私どもは、事業を進めるうえで整備計画の策定後も、社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や見直しなどを確認し、必要に応じて河川整備計画に適切に反映出来るよう点検をする必要があります。この点検を行うにあたり、学識経験を有する方々から意見を聞く場として、本フォローアップ委員会が設置されております。

本日は、鬼怒川・小貝川河川整備計画の点検と、小貝川河川改修事、鬼怒川・小貝川環境整備事業の再評価と盛りだくさんになっております。先生方におかれましては、いろいろご意見いただきまして、今後の河川事業にしっかり活用していきますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

<司会：成田副所長>

それでは議事次第3、委員の紹介ですが、時間の都合上、委員名簿に代えさせていただきます。なお青木委員と鷺谷委員におかれましては、Webにて参加いただいております。また乃田委員におかれましては、ご都合により本日欠席となっております。

また別途、先の会議において、池田委員が委員長に選出されましたのでお知らせいたします。  
議事次第4、委員長挨拶、池田委員長お願いいたします。

<池田委員長>

先ほど委員長に選出いただきました。池田と申します。よろしく申し上げます。一言ご挨拶申し上げます。これまでの河川事業におきましては、河川整備基本方針に則って河川整備計画を作っ  
て、そして粛々と進めていくという形でしたけれども、この度フォローアップということも必要  
であるということで、非常に有意義なものができるのではないかと考えております。ぜひ委員の  
皆様にもご協力お願いできればと思います。

また、とにかく暑いですね、地球温暖化と言っていますが、その温暖化みたいな穏やかな言い  
方では到底形容しがたいような状況になってきています。当然、河川に関しては水の循環と言  
いますか、雨の降り方も尋常ではないことも起きておりますので、それに対して流域の住民の皆様  
のいろいろな生活にも変化も出てくると思いますので、いろいろなことに関して、多岐に渡る面  
から、ご意見をいただければと思いますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

以上です。

<司会：成田副所長>

ありがとうございました。誠に申し訳ございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

それでは議事次第5の議事に入らせていただきますが。委員の皆様をお願いいたします。ご発  
言にあたりましては、挙手をいただきまして、事務局がお手元にマイクをお届けしますので、お  
名前の後にご発言をいただければと思います。それでは委員長、議事の進行をお願いいたしま  
す。

<池田委員長>

それでは議事の進行を務めさせていただきたいと思いますが、まずは議事次第5の1)、河川  
整備計画の点検についてです。まずは事務局から資料の説明をお願いします。

<遠山流域治水課長>

下館河川事務所流域治水課長をしております遠山と申します。よろしく申し上げます。資  
料3の①、3の②を用いて、河川整備計画の点検、鬼怒川と小貝川について続けてご説明をさせ

ていただきたいと思ひます。

資料の量が多くなっておりますので、途中割愛しながらポイントを絞った形でご説明をさせていただきます。

まずは3の①の鬼怒川についての資料をご確認ください。資料をめぐっていただきまして、1ページ目については、立て付けについては、河川整備計画の点検について中段にフローを載せております。我々は河川整備計画を策定した後にそれに則り、事業を推進してまいりまされども、事業の進捗等に関して整備計画の点検は、事業評価の実施時期等を勘案して、計画的に実施するとともに、点検にあたっては必要に応じて学識経験を有する者の意見を聞くなど、客観性の確保に努めることとされており、点検の結果、計画の見直しの必要がなければ、現計画に基づいて事業を実施していき、計画の見直しの必要があれば、変更計画の検討等を進めていくという形で進めております。

整備計画の点検について2ページ目になりますけれども左側に「点検の視点」ということで5つございまして、この5つの視点によって点検を実施してございます。1)が流域の社会情勢の変化であるとか、2)地域の意向、3)の事業の進捗状況、4)事業の進捗の見直し、5)河川整備に関する新たな視点、この5つの視点を持って点検を実施してまいります。まずは、流域の社会情勢の変化ということで、3ページ目以降、資料を構成してございます。3ページ目が流域の概要ということですが、鬼怒川については左下の諸元にある通り、流域面積1761km<sup>2</sup>、幹線流量延長177kmの一級河川になってございまして、右上に鬼怒川関連市町の人口の推移ということでグラフを載せておりますけれども、近年は横ばいになっているというような状況でございます。

4ページ目以降が、現状と課題ということで整理をしてございまして、内容は少し多いものから、主なものについて紹介をさせていただきます。4ページ目が治水に関する事項になりまして、左から2つ目の箱書きにあります通り、平成27年9月の関東・東北豪雨による災害が発生したことによって、ハード・ソフトが一体となった鬼怒川緊急対策プロジェクトを実施しまして、令和3年9月にハード対策が完了しているという状況でございます。その下になりますけれども、田川合流点においては、過去の洪水において浸水被害が発生しており、合流点処理の対策として水門の整備が令和7年10月末に完成を予定しております。現在の様子は左側に写真を載せておりますけれども、現時点においては水門の開閉等は可能な状況になってございまして、一部、階段等の周辺整備が残っているというような状況でございます。

5ページ目になりますけれども、鬼怒川緊急対策プロジェクトの概要となっております。

2ポツ目にある通り、このプロジェクトにおけるハード対策といたしましては、築堤工事を中

心として、180カ所で工事を実施しておりまして、令和3年9月にハード対策を完了しているところでございます。その下のポツになりますけれども、ソフト対策としては、防災行動計画（マイ・タイムライン）の作成支援や広域避難計画の策定などを実施しました。マイ・タイムラインの普及については今も引き続き取り組んでいくところでございます。

6ページ目になりますけれども、左側が利水に関する事項を記載しておりまして、右側が環境に関する事項でございます。

2つ目の箱書きにある通り、かつていたる所で見られていた広い礫河原は、河床低下による滞筋の固定化等により攪乱頻度が減少するとともに、外来種であるシナダレスズメガヤ等の植物の侵入により、礫河原が減少し、礫河原を生息・生育・繁殖環境としている固有の動植物が減少しているため、礫河原を再生する取組を行っており、市民や学識経験者と協働による外来種の駆除、カワラノギク等の保全活動が行われております。その下の箱書きにある通り、下流部は中流部に比べて水深が深く、流れも緩やかになることから、市民団体等によるEポート大会、高水敷での花とふれあいまつり等のイベントや環境学習等の活発な河川利用がみられ、サイクリングロード整備等のかわまちづくりが推進されているということを記載しております。

7ページ目になりますけれども、維持管理の現状と課題について整理をしております、通常の堤防除草、堤防点検の関係から、右下のゴミの不法投棄の状況等についてまとめているところでございます。

8ページ目は、ダムについての維持管理ということでまとめております。

9ページ目は、関東・東北豪雨で明らかとなった課題ということでまとめております。

10ページ目が、河川改修の経緯ということで、箱書きの下から2つ目に書いてある通り、平成28年2月に利根川水系鬼怒川河川整備計画（大臣管理区間）が策定され、約10年間は経過しているところでございます。昨年度の令和6年7月に気候変動を踏まえた利根川水系の河川整備基本方針の変更を実施しているということでございまして、11ページ目に変更した基本方針の概要について掲載をしております。

基準地点が石井地点になりますけれども、基本高水のピーク流量10,500m<sup>3</sup>/sといたしまして、洪水調節施設等によって5,800 m<sup>3</sup>/sを調節して、河道への配分流量を4,700 m<sup>3</sup>/sとするというような内容で変更してございます。

12ページ目が、過去の洪水等による災害発生状況ということで、平成27年9月の関東・東北豪雨においては、決壊・溢水・氾濫が生じて甚大な被害が発生しているということで、近年ではそれに次ぐ大きさとなる令和元年東日本台風において、川島観測所や鬼怒川水海道観測所において、氾濫危険水位を超過しましたが、大きな浸水被害は発生しておりませんが、右上の写真にあ

る通り、中流部においては河岸洗掘の被害が発生している状況でございます。

13 ページ目に洪水の発生状況について、鬼怒川の基準地点である石井地点においての年最大流量、年最大雨量をまとめたグラフになってございます。共に、平成 27 年が既往最大ということになりますけれども、令和元年東日本台風についても大きな出水ではございましたけれども、平成 27 年 9 月ほどではないというような状況でございます。

14 ページ目が、渇水についてまとめてございます。鬼怒川では近年も渇水による取水制限が実施されており、整備計画策定以降も、H28、H29、H30、R6 と、4 回渇水が発生しているという状況でございます。

15 ページ目に水質を載せてございます。河川の水質基準点であったり、上流ダム、湖沼水質の指標である COD75%値というところに関しては、環境基準を満足しているというような状況でございます。

16 ページ目が、地域の意向ということで、地域からの主な要望事項をまとめておりまして、大きく 4 つ、治水に関する事、河川環境に関する事、河川利用に関する事、減災・危機管理対策に関する事ということで大きく分けておりますけれども、主なものとしては、治水のところ、気候変動の影響を考慮した河川整備計画に基づくさらなる治水安全度の向上、それから河川利用に関しては、鬼怒川・小貝川かわまちづくり水辺整備事業に基づくサイクリングロード等の整備を促進というところの要望をいただいているところでございます。

17 ページ目以降が、事業の進捗でございまして、17 ページに下流部を載せておりますけれども、右下に主な整備内容に関する進捗率ということで、表で整理してございます。ポンチ絵の上流側の右岸側に赤いラインが一部ありますけれども、この部分以外の堤防の整備についてはすでに完了しておりまして、進捗率としては 98%、河道掘削につきましては、必要なものはすべて完了しているということでございます。

侵食対策については、次の 18 ページにある黄緑色でラインが引かれている部分につきまして、整備計画としては、今後整備を予定しており、進捗率としては 31%ということになっております。かわまちづくりのサイクリングロードは、約 42km ある中の一連区間が通行可能であるということ、リバースポットは、19 カ所を予定している中の 17 カ所がすでに完成しており、今年度に残りの 2 カ所は完成予定というような状況です。

19 ページ以降は、整備事業の事例になっておりまして、少し飛ばさせていただきますけれども、19 ページ目が治水の関係で、堤防の整備や河道掘削等ということで、20 ページ目につきましては、浸透侵食対策ということで、護岸整備した事例を載せてございます。

21 ページ目につきましては、支川の合流点処理ということで、田川の合流部において、鬼怒

川の水位上昇時に田川への流入を防止するための水門を整備したものになっております。

22 ページ目につきましては、利水になりまして、鬼怒川水利調整連絡会という組織を持っており、関係機関との連絡体制を事前に整備しているため、渇水でダム貯水率が低下し、緊急的に取水制限を行う場合でも、円滑に連携して早急に対応することができるというような関係を構築しております。

23 ページ目以降が環境でございまして、左側が水質改善対策ということで、五十里ダムで、選択肢水設備を整備した事例でございまして。

右側につきましては、自然環境の保全と再生ということで、礫河原固有の動植物の生息・生育・繁殖環境の保全再生を図る状況ですとか、右下にある通り、勝瓜頭首工の事例になりますけれども、遡上環境改善ということで事業を実施しております。

24 ページ目が、人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備ということで、右側にあります通り、川まちづくり計画としてサイクリングロード、リバースポットの整備を進めてきたことの事例でございまして。

25 ページ目以降が、維持管理になりまして、堤防の維持管理、河道の維持管理、ダムの維持管理まで整理をしております。

26 ページ目以降が、許可工作物の機能の維持から水害リスク評価、水害リスク情報の共有ということで、右下の写真については、事務所長と首長との意見交換会の様子を掲載しております。

27 ページ目、引き続き維持管理になりますけれども、左下に洪水氾濫に備えた社会全体での対応ということで、平成 29 年度からマイ・タイムライン講座というのを開始しておりますけれども、昨年度の令和 6 年度においては、講座を 13 回開催いたしまして、延べ 684 人の方々に参加をいただいているというような状況です。

また、右上のインフラ DX の取り組みということで、3 次元管内図を整備したり、遠隔除草機による堤防除草というものを試行的に行ったりということを示しております。

28 ページ目のダムに関することですが、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を定めた地点等において必要な流量を確保するため、流域の雨量、河川流量及び取水量等を監視し、上流ダム群及び鬼怒川上流ダム群連携施設の統合管理を行い、縦断的な流量変化を考慮した低水管理を実施しております。

29 ページ以降、環境に関する維持管理になりますけれども、水質の保全から景観の保全まで取り組んでおります。

30 ページについては、環境教育の推進ということで、地元の中学生等と水性生物調査をして

いる状況を載せております。

それから不法投棄対策、不法係留船対策というものを日常的に行っているという状況をまとめております。

31 ページ目に流下能力図を載せまして、下段の現況令和 7 年 3 月時点においては、鬼怒川の河道の目標流量を満足しているということを示しております。

32 ページ目以降が、進めてきた事業の効果ということで、事例を紹介させていただきますけれども、32 ページ目が治水に関する事項でございまして、令和元年東日本台風においては、鬼怒川下流部にある鬼怒川水海道水位観測所で平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨に次ぐ水位を記録しておりまして、氾濫危険水位を大幅に超過しておりますけれども、それまで行っていた鬼怒川緊急対策プロジェクトの堤防整備や河道掘削によって越水等の被害が見られなかったということでまとめております。

33 ページ目が環境に関する事項でございまして、礫河原再事業ということで、平成 13 年から平成 29 年まで事業を進めてまいりましたけれども、この事業によって、礫河原特有の指標種が継続して確認されているということで、まとめております。

右下には、地元の小中学生による外来種のシナダレスズメガヤの抜き取り作業等の写真を掲載しておりますけれども、現在も継続的に管理を行いながら礫河原を保持することで良好な環境を維持していくということを実施しております。

34 ページは、河川利用について、鬼怒川・小貝川のかまちづくり計画に基づきまして、サイクリングロードやリバースポットの整備を下段の写真のように整備をしてまいりました。これによって右側の写真のように、イベントで利用されるなど、多くのサイクリストに利用されているということを確認しているというような状況です。

35 ページ目が、今後の事業の進捗の見通しということで、改修事業に関しましては先ほどの一部田川の合流点付近の堤防の整備、それから上流部の護岸整備等を進めてまいりますし、環境整備事業においては、鬼怒川・小貝川かまちづくりの変更を 8 月 1 日に行っており、それに基づいてサイクリングロードやリバースポットの整備を今後実施していく予定です。

37 ページ目に、かまちづくり計画の変更の概要について示してございます。元々緊急対策プロジェクトの 7 市町の区間において、かまちづくりを進めてまいりましたけれども、今回、鬼怒川に対しては小山市・下野市・上三川町・真岡市・宇都宮市というような形で上流側に延伸し、小貝川につきましても、下流川の取手市・龍ヶ崎市へと拡大を図り、既存の茨城県、栃木県で整備されているサイクリングルートへの接続をするということによって、街中のにぎわい拠点と、広域なネットワークを図りということを鬼怒川・小貝川のかまちづくり推進協議会により

決定し、令和7年8月1日に変更登録となっております。

38 ページ目と 39 ページ目に、今まで取り組んで事業に対してコスト縮減で取り組んでいる内容につきまして、ご紹介をしております。

40 ページ目以降が、河川整備に関する新たな視点ということで、(1) 気候変動を踏まえた治水計画の見直しということになりますけれども、2 ポツ目記載のとおり気候変動の影響を考慮して、順次一級水系の河川整備基本方針を変更しており、令和7年3月14日時点の変更で27水系が変更されております。利根川水系においては、令和6年7月に利根川水系河川整備基本方針を変更し、令和7年3月に利根川・江戸川河川整備計画を変更しているというような状況です。

41 ページの鬼怒川で取り組んでいる流域治水プロジェクトにつきましても、令和6年3月に流域治水プロジェクト 2.0 という形で気候変動対応に更新しております。

42 ページ目につきましては、グリーンインフラの取り組みについて紹介をしております。

43 ページ目が、多段階浸水想定区域図および水害リスクマップというものを公表しているという紹介でございます。

44 ページ目になりますけれども、河川整備計画の点検結果(案)ということで、今までご説明した内容を取りまとめたものとなっております。

中段で、今回の令和7年8月の第2回点検というところをご確認いただければと思います。

冒頭ご説明した視点ごとに整理しておりますけれども、流域の社会情勢の変化ということで、土地利用だったり、人口だったりというのは大きな変化はないと考えております。

それから洪水による大きな浸水被害も発生しておりませんし、水質については環境基準を達成しているという状況でございます。

河川整備の進捗、実施の状況ということで、鬼怒川緊急対策プロジェクトの完了に伴いまして、河川整備計画に基づく、特に堤防の整備であったり河道掘削というものにつきましては、ほとんど完了しているという状況でございますし、かわまちづくり計画の変更に伴いまして、サイクリングロードの区間延伸を予定しているところです。

河川整備に関する新たな視点としましては、利根川水系の基本方針であったり、本水系の利根川・江戸川の河川整備計画、それから鬼怒川といたしましても、流域治水プロジェクト 2.0 ということで様々な気候変動対応に治水計画が関わってくるというような状況です。

地域の意向としましても、気候変動を踏まえた治水計画によるさらなる治水安全度の向上であったり、環境につきましては、引き続き事業の継続ということで要望をいただいているところでございます。

下段の点検を踏まえまして今後の方針ということで、3つほど記載をさせていただいております。

一つ目は、利根川水系河川整備基本方針や利根川・江戸川の河川整備計画が気候変動による降雨量の増加などを考慮した計画へ変更されたということ、鬼怒川河川整備計画自体の進捗が図られているということ、それから地域の気候変動を踏まえた治水計画によるさらなる治水安全度向上というような意向も踏まえて、鬼怒川においても河川整備計画の変更に向けて検討してまいりたいと考えております。

2ポツ目になりますけれども、気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、流域内の関係機関との連携を図りながら、流域全体での取り組みである流域治水の取り組みを引き続き推進してまいります。

3ポツ目の環境に関することでございますけれども、豊かな自然を再生するとともに、安全かつ容易に触れ合うことができる水辺空間の確保に関する整備の継続をしていくということで、今回の点検結果（案）をまとめているところでございます。

続きまして、小貝川 3-②の資料をご確認いただければと思います。

資料の構成といたしましては、鬼怒川のものと同じ構成にしております。

1 ページ目、2 ページ目の立て付けにつきましては、鬼怒川と同様になります。

3 ページ目、社会情勢の変化ということで、流域の概要になりますけれども、小貝川の諸元は記載がある通り、流域面積としては約 1043k m<sup>2</sup>、幹線流量延長としましては、111.8km の一級河川でございます、右上の小貝川関連市町の人口推移というところを見ご覧いただければと思いますけれども、近年は横ばいになっているというような状況でございます。

4 ページ目以降が現状と課題ということですが、4 ページ目に治水の関係、5 ページ目が利水・環境の関係で、6 ページ目が維持管理の関係についてまとめております。

7 ページ目が河川改修の経緯になりますけれども、令和 2 年の小貝川については、河川整備計画を策定してから 5 年が経過しているところでございます。それから 6 年 7 月には気候変動を踏まえた基本方針の変更を実施しており、その基本方針の変更の概要が 8 ページ目になります。

小貝川につきましては、黒子が基準地点になりますけれども、基本高水のピーク流量としては 1,600m<sup>3</sup>/s ということで、洪水調節施設等によって 300m<sup>3</sup>/s 調節し、河道への配分流量は黒子時点で 1,300 m<sup>3</sup>/s とするというような形で方針の変更をしております。

9 ページ目が過去の洪水等による災害の発生状況で、左下の写真にある通り、昭和 56 年 8 月については龍ヶ崎市高須地先において堤防が決壊しておりまして、その右側になりますけれども、昭和 61 年台風 10 号におきましては、2ヶ所で堤防の決壊が発生しているという状態でございます。

います。

10 ページ目に、洪水の発生状況について、小貝川の基準地点である黒子地点において、年最大流量、年最大雨量というものを整理しております、昭和 61 年が既往最大ということは見て取れると思いますし、整備計画策定の令和 2 年以降、大規模な洪水は発生していないということを確認しております。

11 ページは利水の関係ですけれども、上流から下流にかけて右側の図の通り、農業用水等で繰り返し利用されているほか、中流下流部では工業用水としても利用されているというような状況でございます。

12 ページ目が水質になっておりまして、上流部の黒子橋につきましては基準値以下という結果となっておりますけれども、下流部の文巻橋につきましては、若干上回っているというような状況でございます。

13 ページ目が地域の意向ということで、要望事項を先ほどの鬼怒川と同様にまとめさせていただきます。

主なものとしたしまして、治水の関係では、小貝川の河川整備計画を踏まえた堤防の整備補強対策の推進、流下能力を確保するための河道内の掘削及び樹木伐採の推進、それから河川利用につきましては、かわまちづくり水辺整備事業に基づくサイクリングロード及びリバースポットの整備促進ということで、要望をいただいているところでございます。

14 ページ目に事業の進捗状況をお示ししてございますけれども、左下に進捗率を示しております、まだまだ整備が必要な状況でございます。

15 ページ目から事業の実施事例になりまして、堤防の整備、河道掘削等の事例を紹介しているところでございます。

17 ページ目に利水の関係、18 ページ目に環境の関係になりまして、右下にある通り、小貝川においても、リバースポットの整備ということで、福岡堰のさくら公園になりますけれども、こういうものを進めていきたいということでございます。

19 ページ目は維持管理になりまして、インフラ DX 推進ということで取り組みも実施しているところでございます。

20 ページ目につきましても、洪水・氾濫に備えた社会全体での対応ということで、マイ・タイムラインを記載させていただいております。

21 ページにつきましては、小貝川の水利調整連絡会について掲載しております。

22 ページにつきましては、水質の保全等から不法投棄対策というところまでまとめております。

23 ページ目は流下能力図を掲せておりまして、下段の令和7年3月時点になりますけれども、下流分の上郷地点から下流でのH.W.L.の流下能力に関しましては、河道の目標流量を満足しているというような状況でございます。

24 ページ目が効果事例ということで、鬼怒川同様にかわまちづくりの関係を記載しております。

25 ページ目になりますけれども、小貝川につきましては、まだまだ堤防の整備や河道掘削というのも引き続き実施してまいりますし、環境におきまして、先ほどと同様にサイクリングロード・リバースポットの整備を今後実施を予定しているところでございます。

26 ページの川まちづくりの計画変更につきましては、先ほどと同様ですし、27、28 ページ目につきましては、コスト縮減の取り組みについてご紹介をさせていただいております。

29 ページ気候変動を踏まえた計画の見直しということで、全国の動きについては同じでございますし、30 ページにつきましては、小貝川といたしましても、流域治水プロジェクト2.0という形で更新をしてございます。

31 ページ目はグリーンインフラについてでございます。

32 ページ目につきましては、多段階浸水想定図、それから水害リスクマップというものを小貝川においても公表しております。

最後33 ページに、河川整備計画の点検結果（案）ということで整理をしております。中段で第3回点検というところが、今回のものになりまして、流域の社会情勢の変化におきましては人口等の大きな変更変化はないと考えておりますし、洪水等による災害の発生はしておりません。

それから水質につきましては一部若干超えておりますけれども、概ね基準を満足していると考えております。

それから河川整備の進捗実施状況ということで、河川整備計画に基づき、治水に関しては、着実に事業を実施しているところでございますし、かわまちづくり計画の変更に伴ってサイクリングロードの延伸は、鬼怒川と同様でございます。

河川整備に関する新たな視点については、鬼怒川と同様でございますし、地域の意向といたしましては、河川の改修事業、それから環境整備事業に対して、引き続き事業の継続を要望するというご意見をいただいているところです。

これを踏まえまして、今後の方針といたしましては、第2回の点検結果から変更なく、現在の河川整備計画に基づきまして、引き続き治水安全度の達成に向けて、加速化していく等としながら進めていければというふうに考えているところでございます。

長くなってしまいましたけれども、資料の説明については以上でございます。

<池田委員長>

ただいま鬼怒川・小貝川の河川整備計画の点検について説明がありましたけれども、委員の方からご質問・ご意見などあればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

<武若委員>

武若です。

まず鬼怒川の説明資料の11ページについて教えてください。

右のパネルで河床低下により河道貯留効果が減少という説明があったんですが、まず河床低下が鬼怒川全般で起こりつつあるのか、それと侵食対策をかなりの箇所で見ないといけないというふうになっているのですが、これは河床低下とリンクしているのか。というのが一つ目の質問です。

それともう一つが、河床低下が起これば。簡単に考えると、河積が増えるので、単に流すという意味だけだと、いいように思えてですね。河道貯留効果が減少というのがどういう現象を指すのかを教えてください。

<遠山流域治水課長>

はい、ありがとうございます。

河床低下につきましては、近年は収まっておりますけれども、過去に比べてということでございまして、低水路部分より水位が高くなり広い高水敷に水がひろがることによって河道貯留が生まれますけれども、河床低下により低水路部分が深くなることによって同一流量が流れたとしても、その高水敷まで水位が達しない場合には、河道貯留が減少しているというような表現をしています。

<武若委員>

どういう状態になっているのかっていうのは理解しました。

今では河床低下は、かつてよりは収まっているということなんですが、侵食対策の箇所がかなり多いように思えたんですけど、それは河床低下とはリンクしてるんですか。

<遠山流域治水課長>

侵食対策として挙げている場所については、堤防防護ラインということで、高水敷の必要幅を

定めておりまして、上流部につきましては平成 13 年洪水の時に 1 回の出水で 95m ほど、高水敷が削られたという実績がありまして、上流側について 95m ということで防護ライン設定しております。下流側については 40m の堤防防護ライン設けておりまして、それに満たない部分について侵食対策の対象箇所として載せているということです。

< 武若委員 >

はいわかりました。

引き続き、もう一つを聞いてもよろしいでしょうか。

< 池田委員長 >

はい、どうぞ。

< 武若委員 >

では小貝川のスライド 8 のところで見逃した可能性もあるんですが、気候変動を見込んで流量が増えるっていうふうに私は感じているのですが、小貝川の変更後ではむしろ基本高水は減るという説明になってるんですが、ここの仕組みをもう一度説明いただけると。

< 遠山流域治水課長 >

はい、平成 18 年の基本方針の際には、基本高水について小貝川は 1/100 流量と既往最大洪水である昭和 61 年洪水の流量を比較して、大きい方で基本高水として設定しています。ただ、昭和 61 年洪水の実績については降雨が 1/500 を超過する大きい外力となっております。気候変動を踏まえた 1/100 相当の流量ということで基本高水を設定した結果、今までの基本高水流量よりも小さくなるというような形になります。

< 武若委員 >

かつては既往最大で見てたんですけども、今回は統計的な 1/100 に見合う確率年の値に修正をしたということですか。

< 遠山流域治水課長 >

はい、そうです。

<武若委員>

こういうふうにかつての計画を下げる事例っていうのは。

<遠山流域治水課長>

全国的に気候変動をふまえた確率評価を加味した考え方で整理をされておりまして、小貝川においては基本高水については下げておりますけれども、河道への配分流量を見ていただけると、同じ1,300m<sup>3</sup>/sということで変わらないようになっておりますので、我々の河道の整備としては変わらないという形にはなります。

<武若委員>

はい、わかりました。

では私はこれで。

<池田委員長>

よろしいでしょうか。他にご質問ご意見どうぞ、はい、どうぞ。

<和田委員>

和田でございます。鬼怒川・小貝川両方と、6の河川整備に関する新たな視点というところについてに意見があります。鬼怒川については、38ページのところです。事業の進捗の見直しの中の「コスト縮減の取り組み」ということで、38、39ページの資料では、こういう形でコスト縮減をしましたということを今回点検していただいているようではありますが、おそらく国交省としては当たり前のことなんだと思うんですけども、コスト縮減はもちろんしてるんだけど、その大前提として、今回の点検で「コスト縮減の取り組み」を取り上げているのは、技術革新等様々な努力によって、「質を担保した形でのコスト縮減」がこういう形で行われましたということだと思えます。

単純に「コスト縮減」って言うとなにかお金だけ削っただけという印象をどうしても思ってしまう。そこで、ちゃんと技術進歩した結果として、また、いろいろな努力をした結果として「質を担保した上でのコスト縮減」だったっていうことを入れていただきたいと思います。それを入れていただくと、こちらの方でも、そこもしっかり点検したということが明記されていると大変わかりやすいと思えますので、そうしていただくと大変ありがたいなと思いました。

<遠山流域治水課長>

はい、ご意見ありがとうございます。

少し表現の方がうまく出来ていなかった部分はあるかもしれませんが、我々の思いとしましては、和田先生がおっしゃられた通りでございまして、所定の品質を確保する上で、どういったプロセスがあるのかということを検討した中で、コスト縮減ということを考えておりますので、今後、そういった形で表現の工夫等ができればと思います。

どうもありがとうございました。

<和田委員>

例えば、38 ページのところ除草費用を削減してコスト縮減をしたって書いてあるんだけど、除草はしなくても雑草が繁茂しないで済んでいるといった理解でよろしいでしょうか。

<遠山流域治水課長>

はい、その通りです。

<池田委員長>

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

<鷺谷委員>

鷺谷です。地元からの要望のところにもありましたけれども、気候変動を考慮した計画に基づく治水の安全度の向上っていうのは、今とても重要なテーマになっていると思われま

す。もうすでに極端な気象の事象が増えてきたっていうのは、皆さん実感していると思うんですけども、気候変動の緩和っていうのは国際的な協力で進めるしかないし、それほど進んでいないということもあるので、ますます今まで予測したことのないような事象が起こってくると思うんですね。

それで、治水の安全度を向上させるためにも従来の計画の立て方とか、手法だけではできなくなって、おそらく新たな視点とか指針ということで流域治水っていう言葉が重視されるようになってきたのは、それを反映してのことだと思うんですけども、流域治水をどう進めるかって、本当に重要なテーマではないかと思いますが、そこで河川管理者がどういう役割を果たして、どんな協力体制が今もうすでに出来つつあるのかを伺ってみたいというのが1点です。

それからもう一つ、世界的な自然災害が増えていくということを考えて、いろんな対策が行われていると思うんですけど、1つは単に治水だけに注目するんじゃなくて、治水にも利水にも環境上にもメリットがあるような、例えば氾濫原湿地っていうのはいろんなところで計画されたり進められたりしてると思うんですけども、それぞれの課題を総合的にこれからの今後の社会で、持続可能性のために必要な対策を立てていくといったそういう方向性はないのでしょうか。

河川の中で湿地再生に近いようなこととか、掘削をするという形で進めていらっしゃると思うんですけども、河川氾濫原を閉じ込めてしまっていますので、一方で農地は放棄農地などこの地域ではあまり増えてないかもしれませんが、もう利用してない土地とかも出てくる時代になっていますので、堤防の内側の方にも、氾濫原湿地みたいなものを再生するような取り組みは、自然再生という視点で、国際的な目標にもなっていますし、治水だけでなく、水質にもプラスになりますし、利水の効果もありますので、環境にとっては生物多様性も含めて、気候変動に関しては、緩和策としてもとても意義があると思います。

というのは湿地は、水分だけでなく、炭素、有機物を貯める働きもありますので、緩和策としても役に立ちますし、治水上のメリットもあるので、遊水地として普段よりもずっと水を貯めることができるっていう事になれば、適応策としても意義が大きいので、そういう方策を地域と協力しながら進めるっていう事も、1つのやり方だと思うんですけど、そういうことは河川の側ではあまり考えていらっしゃらないのでしょうか。というのが2つ目の質問です。

長くなりますので、1回ここで切らせていただきます。

<遠山流域治水課長>

はい、ありがとうございます。

1点目の流域治水につきましては、あらゆる関係者が共同してということで、流域内の我々河川管理者だけではなくて、流域においては市町ですとか、さらに上流に行けば、森林の関係ですとか、林野庁ですとか農林関係の方々、さまざまな方で構成された流域治水協議会というものを設置しております、その中で各機関において、取り組みされている事例等を紹介・共有しながら流域全体として治水安全度を向上させるというような対策を実施おります。

<鷺谷委員>

よろしいでしょうか。科学的な分析評価に基づいて計画を立てていくには、誰かがリーダーシップをとらないと難しいと思うんですよね。従来やってきたことを集めても、予測できないこともきっと起こると思いますし、そういう対処はできないので、リーダーシップを河川管理者がと

っていらっしゃるかどうかという点も伺えればと思います。

<池田委員長>

それは単にみんなで集まって協議会というのではなくて、その中で河川管理者がどのような役割を担う、どのような認識であるかということでしょうか。

<鷺谷委員>

そうですね。高い科学的知識が必要な分野ですので、強力に引っ張るような、しっかりした提案で科学的にも社会的にも意義のある計画を提示する主体ってというのが必要だと思うんですけども、やっぱりテーマが治水というのはすごく大きなテーマなので、河川管理者がリーダーシップをとるってということが必要な印象があるんですけど、そういう方向性を考えていらっしゃるか、それとも全くなく、ただ協議するだけなのかっていうことを伺えればと思います。

<池田委員長>

リーダーシップというのはキーワードかなと思うんですけども。

<成田副所長>

流域治水の取組みを令和2年度から進めてまいりまして、具体的に河川管理者が河川の外で、どのようなことができるかといったことはまだ定まっていないと言いますか、これからはいろいろと検討が必要だと思います。

<鷺谷委員>

わかりました。

そうすると今の段階ってというのは、情報の交換、共有までいかない情報の交換が行われ始めた段階っていうふうに考えてよろしいですか。

<成田副所長>

そうですね。それぞれの機関で、どういったことができるか、どういったことをやっていくかというのを流域治水プロジェクトの方に取りまとめておりまして、それぞれ上下流でいい取り組みをしていることや、他の自治体でいい取り組みをしていれば、それを広げて行って、例えば田んぼダムですとか、そういったことを流域の方で取り組んで、流域治水の部分を広げていくよう

なことを行っていると思っています。

< 鷺谷委員 >

はい、わかりました、今どういうことをされてるのか、理解することができました。

< 池田委員長 >

はい、全体的によろしいですか。

< 鷺谷委員 >

きっとそれではこれからの治水っていうのは進まないと思うので、やっぱり誰かリーダーシップを取る主体っていうのが出てこない、それは地域の自治体なのか、それともずっと治水に深く関わってきて知見もたくさん持ってらっしゃる河川管理者なのかっていうことになると思いますけど、それはどうしても必要で、今おっしゃったような協議だけでは、これから起こることには対処するのが難しいかもしれませんという感想です。

< 池田委員長 >

コメントということで、こういうことは多分みんな初めてのことじゃないかなと思うんですね。お互いがそれぞれの仕事をしていけばよかったんだけど、もっとみんなで集まってしっかりした方向で頑張るっていうことがなかなか今までやれてなかった、それについていかにこう方向性を定めてやるかみたいなことが今まさに求められているところで、それをこれからやれるかやれないか、まあやらないといけないんだけど、そこをしっかりとやっていただきたいということかなと考えています。

ありがとうございました。青木先生からもよろしいでしょうか。

< 青木委員 >

はい、お願いします。一点だけ教えてください。鬼怒川の方はスライドで言うと 35、小貝川の方がスライドで 25 ページのところですね。

特に鬼怒川の方の B/C についてお伺いしたいと思うんですけども、全体事業で 2.1 という数字が出ているけれども、残事業および当面では 13.9 という数字が出てるんですね。

全体でどうしてもこんなに少なくなっちゃうのかなというのをちょっと確認したいと思います。で、そこに関して言うと小貝川ですと、これが全体で 22.4 で、当面が 19.8 ってかなり近い数字

になっているので、鬼怒川の場合、どうして全体にすると 2.1 になっちゃうのか、そのあたりを教えてください。よろしくお願いします。

< 遠山流域治水課長 >

はい、ありがとうございます。

前回の令和 3 年の時の事業再評価時点のものを載せさせていただいておりますけれども、その時点では、ほとんどの堤防の整備や河道掘削は終わっておりまして、令和 3 年以降の事業のコストに対して便益の方の割合が大きかったのがこういった形になってるんだと思いますけれども、全体事業については今までやってきている堤防の整備ですとか、河道掘削全体に対しての便益とコストに対する割合となっておりますので、その評価をした時点でのそのメニューと残りのメニューとのコストと便益との関係でこのような形になっております。

< 青木委員 >

わかりました。いずれにせよ B/C は一応超えてるし、かなりいい数字だと思いますので、わかりました。私はその一点だけです。

< 池田委員長 >

分母の費用っていうのがだんだん残事業になると少なくなっていくのに対して、分子の便益っていうのが、いろんなものが繋がってくると一気に効果が表れてくるので便益がものすごく大きくなっていくので、ある意味不思議なことが起こるんですけども、それは計算の都合で、そういうことは仕方ないのかなという感じで僕は思っていますけどもよろしいでしょうか。

< 青木委員 >

はい。承知しました。ありがとうございました。

< 池田委員長 >

もうだいぶ長くなってしまったんですけど、他に質問等ありましたらと思いますけども、いかがでしょうか。

< 鷺谷委員 >

もう一度発言させていただいてもよろしいでしょうか。

特に意見というよりは、ちょっとしたコメントなんですけれども、鬼怒川・小貝川には、日本

列島有数といえる礫河原の自然や河畔林を含む、かつての氾濫原湿地の名残がいくつも残されているのが、自然環境上の大きな特徴である一方、今は一大水田地帯になっていますが、万葉の歌枕の鳥羽の近江とか平将門の戦いの場だった子飼の渡など、歴史文化上注目すべき自然と歴史英文化を学ぶことができるような場がたくさんありますので、パンフレットをいろいろ拝見しましたが、川の一里塚を紹介したパンフレットの中に野外博物館という言葉が使われてたんですね。

これは自然と歴史文化などこう見所がたくさんある2つの河川にふさわしく、外に向かってアピールする言葉になるのではないかと思います。川が場所を結び合わせているわけですから、自然と歴史文化を学び、楽しむ野外博物館としての2つの河川っていうふうに言えるのではないかと思います。

それで、リバースポットという言葉がちょっとこれは専門用語的になってるんですけど、一般の人にもわかりにくいと思ひまして、川の一里塚とかその一部なんだろうと思ひますけれども、そういったフィールドミュージアムといった野外博物館の拠点みたいなものとして位置づけてアピールするっていうこともあのあるのではないかと思います。

サイクリングロードがかなり整備されているので、流域の町の何らかの拠点ともつなぐものにはなるんでしょうけれども、野外博物会、エコミュージアムを持つ川の拠点っていう位置づけもあり得ると思ひます。

これは単なるコメントですので、ただ聞いておいて頂ければと思ひます。

<遠山流域治水課長>

はい、ありがとうございます。

まさにおっしゃられた通り、かわまちづくりについては川の拠点であるリバースポットと、街中の例えば道の駅でのような施設をタウンスポットと呼んでございますけれども、これら賑わいの拠点をつなぐということで、元気を届ける取り組みということでスタートしたのがかわまちづくり計画になりますので、我々としても今回、変更をして少しエリアを拡大していくという中で広報等で、上手に伝えられるような工夫をしていければと思ひます。

<池田委員長>

よろしいでしょうか。

永井先生はいかがですか。

<永井委員>

永井です。歴史の専門ということで。

鷺谷先生の方からコメントをいただいたんですけども、川の歴史というのは地域に住んでいる人にとっては非常に重要なことになるのかと思います。

要するに地域の住民が今までどういうふうになら自然災害だけではなくて、川を活用してきたのかと、川のおかげで、どのような経済的な恩恵を被ってきたとか。そういったことも含めて、やはり川の意味というのを考えてみると、そういうような野外博物館的なパネルの展示と言いますか、そういったものも必要かと思いますが、やはり景観的なものも本当に今もお話にありましたけど、平将門の時代というのはほとんど河川という意味では、山岳地が広がっているようなのがこの鬼怒川・小貝川流域ということでしたので、そういった景観も、想像復元図ではないですけども、そういった所も、折にその水辺の所に何かしら展示にできるような、そういったものがあればいいかなというふうには今感じたところです。

<池田委員長>

ありがとうございます。

それで時間がかかってしまいましたけども、また何かありましたら、後でまたご意見をお願いしたいと思います。

<武若委員>

大分時間が超過している中で大変申し訳ないんですけど、今の議事の44ページと小貝が38ページになるのですが、一つ教えていただきたいのは、鬼怒川の方は点検を踏まえた今後の方針で、かなり具体的に書いてあったんですが、小貝の方は「第2回点検から変更なし」とだけ書かれていることが気になりました。

<遠山流域治水課長>

小貝川については前回の点検結果と同様に現在の整備計画に基づき事業を進めていきたいということで、「前回の点検結果から変更なく引き続き実施していく」という趣旨の書き方にあらためさせていただきます。

<武若委員>

はい、わかりました。

<池田委員長>

ありがとうございます。続きまして次の小貝川直轄河川改修事業の事業再評価についてですが、事務局から説明をお願いします。

<遠山流域治水課長>

資料の4-①の小貝川直轄河川改修事業という資料でご説明をさせていただきます。

内容としましては、先ほどの点検の資料と重複する部分が多いので、割愛させていただきながらご説明させていただきたいと思います。

2 ページ目につきましては流域の概要

3 ページ目、災害の危機の実績

4 ページ目、河川改修等の経緯

5 ページ目、治水に関する現状と課題ということで、さきほどと同じ内容となっております。

6 ページ目が事業を巡る社会情勢の変化ということで、地域の協力体制ということでございます。

1 ポツ目になりますけれども、平成28年2月に鬼怒川・小貝川の下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会を設立いたしまして、逃げ遅れゼロ、社会経済被害の最小化を目標といたしまして、ハード対策とソフト対策を継続して実施をし、水防災意識社会の再構築というものを目指しているということでございます。具体的には取り組み事例ということで写真載せておりますけれども、まず左側についてハード対策でございまして、いくつかある中の洪水を河川内で安全に流す対策ということで、小貝川の方の堤防整備、河道掘削、樹木伐採等の状況が分かる写真をつけております。

それから真ん中になりますけれども、ソフト対策ということで、逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組みということで、災害を我がことと考えるという取り組みとして、みんなでタイムラインプロジェクトというものに取り組んでおりますけれども、マイ・タイムライン作成講座、リーダー日程制度、それから昨年は、在留外国人の方々へのマイ・タイムライン講座を実施しているところでございます。

それから右側のソフト対策と②ということで、洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組みということで、重要水防箇所を、国、県、自治体、地域住民の方々と共同巡視を行ったり、関係機関が連携した水防訓練というものを行ったりもしております。

それから右側の一刻も早い生活再建及び社会活動、経済活動の回復を可能とするための排水活動等の取り組みということで、排水訓練等の実施ということで、排水ポンプ車の講習会等の実施

をしているところでございます。

それから2ポツ目の流域治水になりますけれども、あらゆる関係者が共同している流域全体で水害を軽減させる治水対策、それから流域治水いうものを計画的に推進するための協議、情報共有を行うことを目的として、流域治水協議会を設置しております。

左下に、実施の状況等の写真を載せてございます。

右側になりますけれども、河川政策のより一層の政策の推進について、国土交通省の方への要望活動の状況ですけれども、期成同盟会という形で協力をいただいております。

7ページ目は事業の進捗状況、8ページ目の事業の実施例、9ページ目の事業の進捗の見込み等、10ページ目のコスト縮減の可能性というところにつきましては、先ほどの点検資料と同様の内容でございまして、11ページ目からが、事業の評価となりまして、11ページ目につきましては、算出の流れ、方法ということで、一般的なものを載せてございます。

12ページ目につきましても、被害額の算出方法ということでございます。

13ページ目になりますけれども、前回からの状況の変化を確認しておりまして、※書きにある通り、各事業においてすべての項目に該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができるという共通のルールがございまして、それに則って今回は費用対効果分析を実施しないこととしております。

具体には、前回評価時において、実施した費用対分析の要因に変化が見られない場合ということで、事業目的に変化がないか外的要因として、事業をめぐる社会経済情勢の変化がないかというところや、内的要因ということで、マニュアルの変化がないか、それから需要量等の変化がないか、これについては、浸水エリアを変えずに、資産額を入れ替えた時に被害額の変化が10%以内かどうかという確認をしております。

それから事業費が変わらないかということ、事業展開ということで、事業期間の延長はないかということを確認しておりまして、(ア)につきましてはすべてチェックが入るものと考えております。

それから(イ)につきまして、費用対効果分析を実施することが効率的でないという判断ができる場合ということで、左側のまたは、以降の文書になりますけれども、前回評価令和2年に行っておりますが、その中で感度分析ということで資産±10%とか、工期±10%ということで、幅を持った形で感度分析等を行っており、下位ケースとって、B/Cが小さくなるケースで、基準値の1.0を上回っているかどうか確認していますが、右側に書いてある通り20以上となっているという状況でございます。

前回評価で費用対効果分析を実施しているかどうかについては、令和2年に実施をしております

す。

以上をもちまして、費用対効果分析を実施しないということで、今回はとりまとめているところでございます。

具体には、14 ページ目に令和 2 年にお示しをしているものになりますけれども、下段の方に算定結果ということで費用対効果の全体事業といたしまして、22.4 という事で、B/C としては十分にあるというふうに考えております。

15 ページ目については、貨幣換算が困難な効果等による評価ということで、水害被害指標分析の手引きに基づいて評価をしたものになりますが、基本方針 1/100 規模の洪水に対して、仮に左岸の 20.2km で破堤した場合に、最大孤立者数や、電力の停止による影響人口について、少なくなるということを確認したものでございます。

16 ページ目が関連自治体からの意見ということで、小貝川直轄河川改修事業に関係する茨城県、栃木県から再評価における意見をいただいております。まず茨城県からいただいている意見を読み上げさせていただきます。「小貝川流域では、これまでに甚大な浸水被害が発生しており、河川整備の早期完成を図る必要があることから、本事業の継続を希望します。

合わせて事業実施にあたっては、徹底したコスト縮減を図るとともに、地元の意見に配慮しながら事業を進めて行くことを希望します」、というご意見をいただいております。

それから栃木県になりますけれども、「小貝川における河川整備が激甚化、頻発化する水災害の防止または軽減を図るために、さらなる促進が必要であることから、事業継続を要望します」というご意見をいただいております。

これらを踏まえまして、今後の対応方針（原案）について、17 ページ目にまとめてございます。

1 つ目が、事業の必要性に関する視点ということで、①になりますけれども、小貝川流域につきましては、栃木県と茨城県を流れ、近年は工業団地を造成するなど、製造業や鉱工業が増加し、交通は JR 常磐線、水戸線、つくばエクスプレス、常磐自動車道が交差し、下流部ではベッドタウンとして人口が増加しており、流域としては人口・資産が下流部に集積している地域でございますけれども、小貝川直轄河川開始事業によって、災害発生の防止または軽減を図ることになりまして、事業の投資効果としては B/C22.4 ということでございます。

それから事業の進捗状況の見込みの視点ということで、見通し等について特段な支障はないというふうに考えてございますし、事業の実施にあたっては、社会情勢等の変化に留意しながら、関係機関、地元関係者との調整を十分に行ってまいりたいと考えております。

それからコスト縮減や代替案立案等の可能性の視点ということで、引き続き一層のコスト縮減

に努めてまいりたいと思っております。

今後の方針（原案）ということでございますけれども、「当該事業といたしましては、現段階においても災害の発生の防止または軽減を図る目的における必要性は変わっておらず、引き続き事業を継続することが妥当と考えております。」とまとめさせていただいております。

以上でございます。

<池田委員長>

ただ今、事務局より説明がありましたけれども、小貝川直轄河川の改修事業の継続について、再評価の説明をいただいて、それについて継続をしていくということで。

これに対して、委員の方からご質問ご意見とあればお願いしたいんですけどもいかがでしょうか。

ちょっと違う話になってしまうかもしれないですけど、今回、小貝川の河川改修事業についての再評価という話でしたけども、次第には鬼怒川の直轄河川の改修事業の再評価っていう話が出てこないのは、何か理由があるんですかね。

<遠山流域治水課長>

事業再評価につきましては、前回再評価を実施してから5年経過した場合や、事業を行う元となる計画が変更になった場合等に事業再評価をするということになっておりまして、小貝川につきましては、令和2年に前回事業再評価をしておりますので、今年度令和7年ということで5年経過したということで、今回事業再評価を行っております。

鬼怒川につきましては、令和3年に実施をしておりますので、今年は4年目になりますので、来年が5年ということで、来年には実施することになっております。

<池田委員長>

はい、わかりました。じゃあ今回は小貝川の再評価ということなんですけども、いかがでしょうか。

基本的には先ほどの点検のところでお話いただいた内容が、ここにきているというような理解でよろしいでしょうか。

これについてのご意見と質問ということですけども、いかがでしょうか。

Web参加の委員の方からはいかがですか。

<青木委員>

青木ですけれども、私の方から特にございません。

<池田委員長>

鷺谷井先生はいかがですか。

<鷺谷委員>

具体的で県の要望に応じるという言う事ですので、その案でいいのではないかと思います。

<池田委員長>

こちらの委員の皆さんもよろしいでしょうか。

そうしましたら、直轄河川改修事業につきましては継続ということで決定にしたいと思いません。

(異議なしの声あり)

<池田委員長>

ありがとうございます。

次に3番の利根川総合水系環境整備事業、鬼怒川の環境整備ですけれども、4番にも同じようなタイトルで小貝川もありまして、重複の部分もあると思いますので、一緒に説明いただければと思いますので、説明を事務局の方をお願いしたいと思います。

<遠山流域治水課長>

資料5-①におきましては、鬼怒川ということで、6-①につきまして小貝川ということで、続けてご説明をさせていただきたいと思えます。まず5-①の鬼怒川の方からでございます。

2ページ目になりますけれども、今回事業再評価を実施する理由ということで、鬼怒川・小貝川かわまちづくり計画自体が8月1日に変更したということを受けまして、新たに整備箇所を追加したこともありまして、事業費・事業期間・事業箇所を見直し、事業計画を変更するというものが、今回の事業再評価の理由でございます。

3ページ目になりますけれども、総合水系環境整備事業の事業評価に係る運用の変更ということで、総合水系環境整備事業につきましては、令和4年度に実施する事業再評価から少し手法を

変えておりました、従前は青枠で囲われている様々な事業がある中で完了をしたものを含めて、すべての箇所を評価対象として B/C を算出しておりましたけれども、令和 4 年度以降につきましては継続、新規という赤枠の中のみを対象といたしまして B/C を算出しているということで、個別完了箇所につきましては、評価対象として計上しないという形で評価方法を変更しているということでございます。

4 ページ目につきましては、点検の時と同様の流域の概要についてでございますし、5 ページ目につきましても、河川改修の経緯、6 ページ目につきましても、流域の社会情勢の変化ということで、同様の資料がついております。

8 ページ目のからご説明させていただきますけれども、事業の目的と計画の概要ということでまとめさせていただきます、実施事業といたしましては、利根川総合水系環境整備事業（鬼怒川）というところの鬼怒川・小貝川かわまちづくり水辺整備事業の項目でございます。

その部分について今回継続事業として事業再評価いただくことになりまして、全体として鬼怒川・小貝川あわせてサイクリングロード 51.8km、リバースポットの基盤整備 44 カ所ということで、平成 30 年から令和 15 年までの期間で整備を実施するというところでございます。

この赤字につきましては、8 月 1 日にかわまちづくり計画を変更した数字となっております。このうち鬼怒川につきましては、サイクリングロード 50.8km、リバースポット 30 カ所の整備を実施するという事になってございまして、下段に写真を載せておりますけれども、左側がサイクリングロードの整備になりまして、現状として草が繁茂していたり、少し幅が狭かったりですとか、自転車と歩行者との通行がうまくいかないような所につきまして、下段のような幅広い堤防天板の管理用通路として舗装整備したり、路面表示ということで、キープレフトということで注意喚起の表示をしたりということをサイクリングロードの整備の中で実施しています。

右側については、安全な休息場所が不足しているということで、基盤整備を国の方で行いまして、青い枠で囲ってありますけれども、ベンチ、案内看板、サイクルスタンドというのは市町の対応ということになりまして、国土交通省としては、基盤整備に関して実施をするということになりまして、赤字で書いている部分に関して、今回事業再評価において B/C を算出させていただきます。

9 ページ目になりますけれども、進捗について下段で表をまとめております。

前回評価時から令和 6 年度末までということで、鬼怒川としましてはサイクリングロードの残りが 8.5km ございまして、リバースポットとしては 13 カ所ということで、残りを R15 年までに整備していくといったものになります。

10 ページ目につきましては、かわまちづくり計画の変更の概要になりますので、割愛をさせ

ていただきます。

11 ページ目につきましては、事業の進捗状況ということで、過去に水辺整備事業の中で、例えば左上にある常総市による整備ですけれども、サイクルスタンドを整備してみたり、関東鉄道の中のサイクリートレインですとか、いばチャリといったイベントで活用したり、左下にあるようなサイクリングロードネーミングワークステーションというもののの中で、サイクリングルート of 名称だったり、ロゴマークというものを作成したり、右側についてはリバースポットとして整備した事例をお示ししています。

12 ページ目が整備内容の変更ということで、先ほどのかわまちづくり計画変更分の鬼怒川に関することですけれども、その事業費といたしまして、約6億円の増額、それから6年間の事業期間の追加で、整備箇所としての追加というのが今回の内容でございます。

13 ページ目になりますけれども、B/Cを算出するにあたって、BにつきましてはCVMという手法をもちいて算定をしているということでございます。

14 ページ目を具体的に鬼怒川・小貝川の費用便益分析をした結果でございます、1)の受益範囲を設定するというので、今回鬼怒川・小貝川の両河川一体で整備するという関係から、一括で評価を実施しておりますけれども、右下にある通り、事業範囲の現在の来訪頻度というのを10km圏内の中で1kmごとにアンケート調査をしております、その結果を記載しております。月1回程度の日常的な利用に関しては4kmまでの範囲が多い結果になりますけれども、年数回程度、年1回程度、数年に1回程度というようなレジャーなどの利用を含めると、6kmまでというのが、居住者の利用が多いというふうに見えますので、事業範囲として6kmを受益範囲に設定しております。

その6キロの範囲の中でWebアンケート調査を実施し、支払意思額というものを算定しております、結果266円ということで、これをもちまして3)の費用便益費ということで、鬼怒川・小貝川を合わせた、B/Cといたしましては9.2ということでした。

鬼怒川に関しては、事業費按分ということで切り出して、鬼怒川のB/Cとしては9.1というような結果を得ているところでございます。

15 ページ目が先ほどの受益範囲に関する説明。それから16 ページ目についてが費用便益分析に関して、17 ページについてが、鬼怒川の費用便益費となり9.1ということをお示ししております、18 ページ目が、コスト削減の取り組みということで治水関係の築堤工事で使用した工事用道路を高水敷のサイクリングロードとして活用するというので、コスト削減を果たしているということと、新たに整備する天端サイクリングロードにおいては、法肩保護ということで、プレキャストブロックから、現場打とすることで、同等の機能を有しながらコスト仕組みを

図るというような取り組みを実施したいというふうに考えてございます。

19 ページ目になりますけれども、これについても自治体から意見をいただくということになっておりまして、茨城県、栃木県から意見をいただいております。

茨城県さんからいただいた意見をご紹介しますと、「鬼怒川は、散策やスポーツなど沿川住民に親しまれており、完了した鬼怒川緊急対策プロジェクトと合わせ、地域と連携した周遊性の向上や、誰もが安全・安心に利用できる魅力的な水辺空間の整備が必要となっていることから、本事業の継続を希望します。

併せて事業実施にあたっては、徹底したコスト縮減を図るとともに、地元の意見に配慮しながら事業を進めていただくことを要望する」というようなご意見いただいております。

続きまして、栃木県からいただいたものでございまして、「鬼怒川における環境整備は、良好な水辺空間の形成による地域をにぎわい創設することから、事業継続を要望します」というような意見をいただいております。

これまでご説明した内容をまとめまして、今後の対応方針（原案）ということでございますけれども、20 ページ目になりまして、事業の必要性に関する視点ということで、事業をめぐる社会情勢等の変化については、鬼怒川については周辺地域における貴重なオープンスペースとして、散策やスポーツなどの多くの人々に利用されており、誰もが安心安全に利用できる施設や空間整備の必要性はますます高まっているという中で、本事業を推進することによって、鬼怒川の周遊性が向上するとともに、水辺と街のネットワークは関係自治体や住民からの期待が高まると考えられ、平成 27 年の関東・東北豪雨により大きな被害を受けた鬼怒川下流域における地域活性化となることを見込まれるということございまして、事業の投資効果としても 9.1 ということでございます。

事業の進捗の見込みの視点としては、特に大きな支障はないというふうに考えておりますし、コスト縮減につきましても、一層のコスト縮減に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、対応方針（原案）ということで、当該事業につきましても鬼怒川緊急対策プロジェクトにより完成した堤防等のさらなる活用それから、サイクリングルートとの接続によって地域と連携した周遊性の向上や魅力的な河川空間を形成するために、引き続き事業を継続することが妥当であるというふうに考えているところであります。

原案については以上でございまして、引き続き 6-①と小貝川についてご説明をさせていただきます。

2 ページ目、3 ページ目につきましては、鬼怒川と同様でございます。

4 ページ目の流域の概要、それから 5 ページ目、6 ページ目、7 ページ目につきましては整備

計画の経緯と同様でございます。

8 ページ目が事業の目的と計画の概要で、小貝川に関するものでして、鬼怒川・小貝川全体としてサイクリングロードが51.8km、リバーサポート整備が44カ所ですけれども、そのうち小貝川についてはサイクリングロードにつきましては1km、リバースポットにつきましては14カ所ということで、平成30年度～令和15年度までに整備をしていくというような内容でございます。

9 ページ目になりますけれども、令和6年度末までの整備状況ということで、残りとしたしまして、サイクリングロードにつきましては1km、リバースポットについては3カ所を整備していくということでございます。

10 ページ目についてが、かわまちづくり計画の変更ですので、割愛させていただきます。

11 ページにつきましても、鬼怒川と同様でございます。

12 ページ目になりますけれども、小貝川についての整備内容の変更ということで、小貝川につきましては、事業費が約1.4億円の増額ということと、8年間の事業期間の追加、それから整備箇所の追加というのが今回の変更の内容でございます。

13 ページ目につきましては、鬼怒川と同様のフローで算定をしております、14 ページ目につきましては、3)の費用便益費のところの小貝川のみを切り出すと、※<sup>1</sup>の9.8でございます。

15 ページ目、16 ページ目、17 ページ目については先ほどと同様でございます、18 ページ目がコスト縮減の取り組みということでございます。

小貝川については、サイクリングロードは天端ではなくて高水敷を想定しておりますので、横断構成を工夫するということでコスト縮減を図りたいということと、側帯等を活用するリバーサポートにつきましては、少し盛土するということになりますので、建設発生土を盛土材として活用するということで、コスト縮減を図ってまいりたいと考えております。

19 ページにつきましては、茨城県からいただいている意見になります。

「小貝川はサイクリングや散策などの沿線住民に親しまれており、隣接する鬼怒川と合わせ、地域と連携した周遊性の向上や、誰もが安全安心に利用できる魅力的な水辺空間の整備の必要性となっていることから、本事業の継続を希望します。

併せて事業実施にあたっては、徹底したコスト縮減を図るとともに、地元の意見に配慮しながら事業を進めていただくことを要望する」という意見をいただいております。

これらを踏まえまして、20 ページ目に今後の対応方針（原案）ということで整理しております。1) 事業の必要性に関する視点ということで、事業をめぐる社会情勢等の変化というところ

でございますけれども、小貝川は周辺地域における貴重なオープンスペースとして散策やスポーツなど多くの人々に利用されており、誰もが安心安全に利用できる施設や空間整備の必要性はますます高まっているというふうに感じております。

それから事業の投資効果としては9.8ということでございまして、事業の進捗の見込みとしては、特に大きな支障は無いと考えておりますし、コスト縮減につきましても、当然のことながらより一層のコスト縮減に努めてまいりたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、対応方針（原案）といたしましては、当該事業は隣接する鬼怒川と合わせて既存のサイクリングルートとの接続によって地域と連携した周遊性の向上や、魅力的な河川空間を形成するために、引き続き事業を継続することが妥当と考えているところであります。説明としては以上になります。

<池田委員長>

それでは、今事務局より利根川総合水系環境整備事業の鬼怒川と小貝川の環境整備の再評価について説明がありましたけれども、委員の方から質問ご意見などあればお願いします。

いかがでしょうか。

<武若委員>

主にサイクリングロードの話があったので、私は今市民としてここを活用していますので、私としては本当はアンケートに答えたいと思っています。

事業を進めていただくのは大賛成なんですけど、これは要望です。

何かの機会の時にぜひ発言というか、イニシアチブを取っていただきたいのですが、小貝川と鬼怒川を繋ぐ考えが今のところまだしっかりしていなくて、小貝川は小貝川、鬼怒川は鬼怒川に沿って自転車道の整備を進めていくというふうになっているんですけど。

回廊の部分みたいなものがあると思うんですが、ここはまた川の外になるので、皆さんのあまり得意じゃないところになると思いますが、こういう関係者が集まる機会があったら、繋ぐ部分を話したいのですが、本当は直轄の国道とかがあれば、皆さんも動きやすかったと思うんですけども、そういうのがないのでね。

なので、この事業は是非完成させていただきたいと思っております。

以上です。

<荻原専門調査官>

ありがとうございます。現在、既存の計画の段階から接続ルートということで、協議会の中ではこのようなルートを推奨します。というようなことで話し合いを進めているところでございますので、今後接続するルートも含めて皆様にお知らせして、使っていただくようなことで進めていきたいと考えております。

<武若委員>

期待しています。

<池田委員長>

他にご質問、ご意見などございませんでしょうか。

B/Cもありますということで、ちょっと余計な話ですけども、小貝川の方で今まで栃木県と茨城県の両方ご意見があったんですけども、小貝川の方で栃木県がないっていうのは、栃木県を通っていないからというご理解でよろしいですか。

<遠山流域治水課長>

今回の範囲は、すべて茨城県内の事業でありまして、茨城県に意見を伺ったということです。

<池田委員長>

はい、わかりました。

他にご意見ご質問等なければ

この事業を継続していくということで、決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

そうしましたら、継続ということで決定をしたいと思います。

それでは、本日の議事は終了しましたので、今後の進行を事務局にお返しします。  
よろしく申し上げます。

<司会：成田副所長>

池田委員長、議事の進行ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、貴重なご意見いただきましてありがとうございました。  
本日の議事録につきましては、運営要領第4条の通り、内容をご確認いただいた後に国土交通省  
関東地方整備局ホームページにおいて公開することといたします。

以上をもちまして、第1回鬼怒川・小貝川河川整備計画フォローアップ委員会を終了とさせて  
いただきます。

本日は誠にありがとうございました。

－ 以上 －